

## 戸籍謄本等の原本の返却を希望される方へ

松山地方裁判所

(管内支部，管内簡易裁判所を含む)

裁判手続（例えば，受継の申立て等）において，裁判所に提出される戸籍謄本，戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の原本の返却を希望される場合には，原本の提出の際に，同時にその戸籍謄本等の写しを提出してください。

写しが提出されれば，担当書記官が戸籍謄本等の原本とその写しの内容が同一かどうか確認した上で，戸籍謄本等の原本を返却いたします。

ただし，法令の規定上，裁判所に戸籍謄本等の原本を提出しなければならない場合については返却できません。また，戸籍謄本等の原本を返却した後，裁判体の判断により，戸籍謄本等の原本の確認又は提出が必要になった場合には，改めて戸籍謄本等の原本の提出を求める場合があります。

郵送による戸籍謄本等の原本の返却を求める場合には，戸籍謄本等の原本とその写しを提出する際に，返信用の封筒（必ず住所と宛名を記載し，戸籍謄本等の原本の返却に必要な郵便切手を返信用封筒に貼付してください。）を付けてください。